

令和 5 年 9 月 1 5 日

## 競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

### 記

#### 1. 参加資格停止処分決定の理由等

西武建設（株）は、建設業法第 1 5 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 7 月 2 1 日、関東地方整備局長は、同社に対し建設業法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示処分及び同条第 3 項の規定に基づく営業停止命令（令和 5 年 8 月 5 日から令和 5 年 9 月 1 8 日までの 4 5 日間）を行った。

#### 2. 入札参加資格停止措置

資格停止業者：西武建設株式会社 名古屋支店

支店長 張間 誠司

愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 2 8 番 3 号

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成 1 5 年瑞穂市訓令第 1 5 号）別表第 2 第 5 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 1 5 日～令和 6 年 5 月 1 4 日まで（8 月）の参加資格停止と決定した。

参考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱

別表第2

措置要件	資格停止期間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>